

議案第107号

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正

飛驒市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例を改正する条例

飛驒市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年飛驒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2に次のように加える。

25 市長	飛驒市福祉医療費助成に関する条例（平成16年飛驒市条例第117号）による福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護の情報であって規則で定めるもの
		身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律による後期

	高齢者医療の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
--	---

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する施行の日から施行する。

飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案						
<p>第1条～第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>処理に関して、必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>第5条・第6条 略 附則 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">機関</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">事務</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">特定個人情報</td> </tr> </table>	機関	事務	特定個人情報	<p>第1条～第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務並びに市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>処理に関して、必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p> <p>第5条・第6条 略 附則 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2 (第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">機関</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">事務</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">特定個人情報</td> </tr> </table>	機関	事務	特定個人情報
機関	事務	特定個人情報					
機関	事務	特定個人情報					

資料

以下 略

		児童扶養手当関係情報であ って規則で定めるもの

以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>現行の健康保険被保険者証は令和6年秋（日付は未定）に廃止され、マイナンバーカードに一本化されるため、これまで福祉医療費助成制度において資格確認書類となっていた保険証に代わりシステム照会で確認を行うもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>マイナンバーの利用は番号法に定められた事務に限定され、各自治体の独自制度である福祉医療費助成制度にはその利用が認められていないが、番号法第9条第2項の規定により別に市が条例で定めることで独自利用事務として活用することができる。</p>
市民への影響等	<p>【市民への影響】</p> <p>マイナンバーカードを持っている者は手続が簡素化される。</p> <p>マイナンバーカードを持っていない者や、保険証利用登録をしていない者は、健康保険証に代わる資格確認証を従来通り提示することによって資格確認を行う。</p> <p>【影響の規模】</p> <p>福祉医療受給者数 3,569人（令和5年10月1日現在）</p>
施行日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に規定する施行日
備考	